

冊子版初刷りにつき、以下のとおり訂正し、お詫びいたします。

- **32 頁右段上から 12 行目**（15 事件〈解説〉1 第 1 段落内）
[誤] 6 月以上 15 年以下
[正] 6 月以上 **22 年 6 月** 以下

- **54 頁右段下から 17 行目**（26 事件〈解説〉2 第 1 段落内）
[誤] 最判昭和 25・4・11（刑集 4 卷 4 号 582 頁）
[正] 最判昭和 25・4・11（刑集 4 卷 4 号 **528** 頁）

- **57 頁右段上から 26 行目**（27 事件〈解説〉3 第 4 段落内）
[誤]) が、全部を領得した
[正]), 全部を領得した

- **63 頁右段上から 38 行目**（30 事件〈解説〉4 見だし）
[誤] 容体の特定
[正] **客**体の特定

- **67 頁右段上から 25 ～ 26 行目**（32 事件〈解説〉4 第 1 段落内）
[誤] 京都地判昭和 51・12・7
[正] 京都地判昭和 51・12・**17**

- **134 頁左段下から 8 ～ 6 行目**（66 事件〈決定要旨〉冒頭）
[誤] 本件交付の意図が専ら A のためにするところにあつたとすれば、不法領得の意思はなく、業務上横領罪の成立は否定される。
[正] (改行) **被告人の不法領得の意思の有無について検討する。**

- **134 頁右段上から 28 行目**（66 事件〈決定要旨〉末尾）
[正] (追加) **しかし、本件において被告人の不法領得の意思の存在が肯認されるべきことは前記のとおりであるから、原判決の上記の判断の誤りは結論に影響しない。**

- **202 頁右段上から 3 行目**（100 事件〈事実の概要〉第 4 段落内）
[誤] のみとなる), と述べた。
[正] のみとなる**)**。

● 245 頁左段上から 12 行目 (121 事件〈解説〉2 第 6 段落内)

[誤] 大判明治 43・3・25 (刑録 16 輯 47 頁)

[正] 大判明治 43・3・25 (刑録 16 輯 470 頁)